

議案第60号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和元年9月17日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年宇治市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「傷い疾病」を「負傷又は疾病」に改め、同条第2項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

（提案理由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。